

改正 平成11年 3 月 12 日 条例第 1 号

平成13年 3 月 16 日 条例第 1 号

平成15年 7 月 22 日 条例第 27 号

平成23年 3 月 31 日 条例第 21 号

沖縄県産業振興基金条例をここに公布する。

沖縄県産業振興基金条例

(設置)

第 1 条 本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定に基づき、沖縄県産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、110億円とする。

2 前項に定めるもののほか、第 5 条第 7 号及び第 8 号の事業の経費の財源に充てるため、沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）第 1 条の規定に基づき設置された沖縄県産業振興基金特別会計歳入歳出予算（以下「産業振興基金特別会計歳入歳出予算」という。）で定める額を基金に積み立てることができる。

一部改正〔平成11年条例 1 号・13年 1 号・23年21号〕

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預託その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、産業振興基金特別会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

一部改正〔平成23年条例21号〕

(運用益金の使途)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、次の各号に定める事業等の経費の財源に充てるものとする。
この場合において、基金のうち、100億円の運用から生ずる収益にあつては第 1 号から第 5 号までの事業の経費の財源及び第 9 号の経費の財源に、10億円の運用から生ずる収益にあつては第 6 号の事業の経費の財源に充てるものとし、第 2 条第 2 項の規定により積み立てられた基金の運用から生ずる収益にあつては、第 7 号及び第 8 号の事業の経費の財源に充てるものとする。

(1) 地域特性を生かした戦略的産業の育成及び支援に必要な事業

(2) エネルギー基盤の安定整備に必要な事業

- (3) 地域産業技術の活性化及び高度化の支援に必要な事業
 - (4) 産業における技術及び情報の基盤整備に必要な事業
 - (5) 産業振興に資する人材の育成及び活用に必要な事業（第7号及び第8号の事業を除く。）
 - (6) 北部地域（名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。）の産業振興のために必要な事業
 - (7) 産業の高度化及び国際化に対応できる人材の育成に必要な事業
 - (8) 将来の産業を担う若者の育成に必要な事業
 - (9) 基金の管理及び前各号に掲げる事業の管理に要する経費
- 一部改正〔平成11年条例1号・13年1号・23年21号〕

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

追加〔平成15年条例27号〕

（処分）

第7条 基金は、その全部又は一部を担保に供し、又は処分してはならない。ただし、第2条第2項の規定により積み立てられた基金は、第5条第7号及び第8号の事業の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

一部改正〔平成15年条例27号・23年21号〕

（規則への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成15年条例27号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第21号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。